

# 国民年金保険料の免除・

## 若年者納付猶予制度



### 国民年金保険料の納付が困難なときは

平成24年度の国民年金保険料は毎月1万4980円です。

しかし、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、「保険料免除・若年者納付猶予制度」があります。保険料が未納の状態でも障害や死亡など不慮の事態が発生すると、障害基礎年金または遺族基礎年金を受けられない場合があります。保険料を納めるのが困難なときは早目に手続きをしてください。

### 免除・猶予になった場合の保険料(月額)

全額免除・若年者納付猶予	0円
4分の3免除	3750円
半額免除	7490円
4分の1免除	1万1240円

※免除の区分は所得によって決まります。  
※一部免除制度は減額された保険料を納付しないと、未納と同じ扱いになりますので、ご注意ください。

※若年者納付猶予は30歳未満の人が対象です。

### 手続方法は

対象／自営業など第1号被保険者で所得が少ない人または失業・天災などにより納付が困難な人

※ただし、申請者本人・配偶者・世帯主などの前年度所得が基準以下の人。

申請期間／平成24年7月  
申請場所／市民課または富士年金事務所

(横割315・33)

免除対象期間／平成24年7月～平成25年6月

持ち物／年金手帳、印鑑、離職票または雇用保険受給資格者証(失業中の人)、平成24年度の所得課税証明書(平成24年1月1日時点で市外在住だった人)

### ◎免除申請時の注意点

申請する際に、申請者・配偶者・世帯主がそれぞれ扶養親族として申告している子のうち、平成23年12月末日時点で満16歳以上19歳未満だった人の人数については申し立てが必要です。該当する扶養親族がいる場合は、窓口へご相談ください。

### 問い合わせ

市民課(市役所2階)

☎(55)2755 FAX(53)2500

富士年金事務所

☎(61)1911 FAX(64)5411

7月11日(水)～20日(金)

# 夏の交通安全県民運動

一人一人が、心にゆとりを持つことで、恐ろしい交通事故を防ぐことができます。

自分の交通マナーについて、もう一度見直してみませんか。

### スローガン

～安全を つなげて広げて 事故ゼロへ～

### 運動の重点

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 飲酒運転の根絶



日(7月)	時間	行事	ところ
〈初日街頭指導・広報の日〉			
11日(水)	7:00～8:00	街頭指導及び広報	各地区市役所駐車場
	午前	交通安全教室	県立富士見学園
	18:30～18:50	富士市交通安全指導員視閲	市役所駐車場
	19:00～20:00	主要交差点街頭指導	国道139号線沿
12日(木)	午前	園児交通安全教室	大淵幼稚園
	8:30～13:30	富士地区セーフティドライバークンテスト大会	吉原自動車学校
〈飲酒運転根絶推進の日〉			
13日(金)	10:00～11:00	高齢者交通安全教室	北松野大北会館
	18:00～19:00	飲酒運転根絶キャンペーン	JR富士駅周辺
15日(日)	8:00～10:00	サン・サン夏まっさかり交通事故ゼロ作戦	富士マリンプール
17日(火)	18:00～19:00	富士市交通安全指導員会街頭指導	県道富士由比線沿
18日(水)	7:40～8:20	高校生サイクルマナーアップ	市内各高校
	午前	小学校交通安全教室	天間小学校
19日(木)	17:00～18:00	ストップザSTOP THE 自転車事故	ロゼシアター西側交差点
〈子どもと高齢者の交通事故ゼロの日〉			
20日(金)	18:00～19:00	交通安全教室	県立富士高校
	18:30～20:00(うち1時間)	主要交差点街頭指導(各地区主要交差点における街頭指導を各種団体が行う)	各地区

問い合わせ 市民安全課 ☎55-2831 ☎51-0367